平成２６年（フ）第９８号
北海道室蘭市高砂町４丁目10番16号
債務者　池田　文俊
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第９１号
北海道余市郡余市町入舟町349番地６
債務者　飯野祐佳里
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９７号
北海道小樽市オタモイ１丁目13番16号、前住所北海道小樽市オタモイ２丁目５番２号
債務者　岸田　彰
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２６０号
盛岡市下太田宮田20番地３
債務者　村上　香菜
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０５号
香川県小豆郡土庄町小海甲213番地１
債務者　那須　保
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８５号
福岡県久留米市梅満町519番地２、前住所福岡県久留米市大石町353番地１
債務者　相川　朱未
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５５号
福岡県京都郡苅田町若久町３丁目６番地15向山団地４棟404号、住民票上の住所北九州市小倉北区真鶴２丁目９番１―504号
債務者　安永　翔一
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
佐賀県鳥栖市村田町669番地７　コーポかおりＡ201
債務者　大野　智子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
佐賀県多久市東多久町大字別府5899番地５
債務者　泉　美智代
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
徳島県美馬郡つるぎ町貞光字江ノ脇49番地14ハイム大谷103号、前住所徳島県美馬市美馬町字突落28番地
債務者　岡田　寛司
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第３９９号
千葉県流山市南流山８丁目20番地の６
債務者　久米　義郎
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４５３号
千葉県流山市加３丁目８番地の10　レオパレス輝106
債務者　皆川　智一
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４５４号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番地５棟105号
債務者　倉橋　里実
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５２７号
仙台市青葉区花京院２丁目２番48号　レジデンス花京院106、従前の住所宮城県岩沼市栄町１丁目１番15―616号
債務者　佐藤　修英
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目３番14号
債務者　小山あや子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５５８号
仙台市太白区鈎取３丁目26番５号　モアクレスト八木山南203
債務者　千田　秀一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５６６号
仙台市泉区南光台東１丁目26番19号
債務者　小林　一雄
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係